

埼玉県サステナブル企業認証制度に関する Q&A

1 申請資格について

Q1 申請要件を教えてください。

A1 下記の要件すべてを満たす企業等が対象です。

- ①県内に事業所等を置く中小企業であること。
- ②申請者が、申請時から過去5年間にわたって、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けていないこと。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営むものないこと。
- ④暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号、以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団)でないこと。
- ⑤役員等(法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑥暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑦県税等租税公課の滞納がないこと。
- ⑧その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

Q2 「埼玉県SDGsパートナー」に登録されていない企業も本制度の申請ができますか。

A2 申請の要件を満たしていれば申請可能です。ただし、埼玉県SDGsパートナー登録についても御検討くださるようお願いします。

Q3 申請は、事業者(会社)単位、事業所(支店、営業所、工場)単位どちらで行いますか。

A3 申請は、事業者(会社)単位でお願いします。

Q4 グループ企業や持株会社など複数企業連名での申請は可能ですか。

A4 複数企業連名での申請は認められません。事業者(会社)単位での申請をお願いします。

Q5 申請後、辞退はできますか。

A5 結果通知書送付まで辞退することはできます。その際、埼玉県サステナブル企業認証制度実施要綱第4条第5項に基づく申請取下届出書(様式第2号)を御提出ください。

Q6 取組状況確認ツールに入力した結果、合計点数が基準点(120点)に満たない場合でも申請することができますか。

A6 申請できません。合計点数が基準点(120点)以上であることを確認した上で申請をお願いします。

2 取組事項の認定

Q7 「従業員」はどこまでを含みますか。

A7 企業と雇用契約を締結し業務に従事する方であり、正社員、契約社員のほか、アルバイト、パート等も含まれます。

Q8 経営方針や社内規定等をまだ整備しておらず、今後整備していく予定です。現状未作成であっても問題ないでしょうか。また、県や他の機関に認定を受けるものも現在申請中なのですが、申請中であっても問題ないでしょうか。

A8 令和7年度の申請については経営方針や社内規定等が申請日時点で作成済みで運用開始していることが条件となります。

県や他の機関に認定を受けるものについては申請日時点で決定通知・認証書等が手元にある状態が必須となります。決定日・認定日が申請日以降の場合は今年度については未実施項目となります。

3 書面審査

Q9 申請書等(証拠書類含む)の提出方法は決まっていますか。また、県庁又は事務局へ持参することはできますか。

A9 電子メールによる電子データの提出をお願いします。郵送での受付及び申請書等の持ち込みには対応していませんので御了承ください。

Q10 回答内容に応じた根拠書類を添付する際の注意事項はありますか。

A10 書面審査を円滑に行うため、どの項目に対する証拠書類であるか一覧表を作成し、回答した審査項目との対応関係を明示してください。また、根拠資料における該当箇所を「赤枠で囲む」「黄色マーカーを引く」など分かるようにしてください。
なお、個人情報が含まれる箇所は黒塗りするなどの御配慮をお願いします。

Q11 申請時には、すべての根拠書類を提出する必要がありますか。

A11 企業の秘密情報が含まれるなど県及び審査受託事業者(事務局)への提出が困難な書類は提出不要です。ただし、現地調査の際に説明又は書類の提示をお願いします。説明又は提示がない場合は取組が認定されませんので御注意ください。

Q11-2 提出された根拠書類はどのように扱われますか([R7.12.15 追加](#))。

A11-2 県と審査受託事業者(事務局)の間で締結した契約では、審査受託事業者(事務局)が業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならないこととし、個人情報の取扱いについては、安全管理や利用及び提供の制限、複製等の禁止を定めており、適切に情報を管理しております。

提出された根拠資料のデータは、県においては保存期間(5年)の満了、審査受託事業者(事務局)では契約期間の満了に伴い、破棄いたします。

4 現地調査

Q12 現地調査はどのくらいの時間がかかりますか。また、何名で訪問されますか。

A12 当日の進行にもよりますが、2～3時間を予定しております。

遅滞なく審査ができるよう関係書類をあらかじめ用意するなど御協力をお願いします。
審査は2名以上での訪問を予定しております。訪問日の1週間前までには、訪問日時及び訪問者について御連絡します。

Q13 現地調査日の調整がつかない場合はどのような取り扱いとなりますか。

A13 現地調査を経ないで認証されることはありません。そのため、申し訳ありませんが、日程調整がつかない場合は申請取下届出書(様式第2号)をご提出いただき、次回以降改めて申請をお願いします。

なお、現地調査の実施が困難な特段の事情がある場合には、オンラインによる調査を実施します。

Q14 現地調査は社長が同席しないといけないのでしょうか。

A14 企業としての取組や方針等を正確にお答えいただける方であれば役職は問いません。

Q15 再調査はありますか。

A15 特段の事情がない限りありません。なお、現地調査または資料の追加提供依頼等によっても取組が確認できなかった事項については、取組がなされているとみなされない(得点とならない)ため御了承ください。

5 その他

Q16 認証の有効期間はいつまでですか。認証後、取組が不十分なことを理由とした認証の取り消しはありますか。

A16 認証日から起算して3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。認証期間を更新するには改めて申請をしていただく必要があります。

認証後、1年を経過するごとに取組状況報告を御提出いただきます。認証期間中、取組

が不十分であることのものをもって認証を取り消されることはあります。ただし、当該企業等が、虚偽の申請を行っていた、若しくは申請要件に該当しなくなった場合には取り消される可能性があります(要綱第10条参照)。

Q17 認証を受けるとどのような企業情報が公表されますか。

A17 様式第1号の記載事項の一部の他、取組状況確認ツールで作成された評価シート等を県ホームページで公表する予定です。

詳細は「埼玉県サステナブル企業認証制度 公募要領・制度の手引」を御確認ください。

Q18 申請費用はかかりますか。

A18 申請費用はかかりません。ただし、根拠書類の準備や現地調査会場の用意などに要する費用は申請者にご負担いただきます。

Q19 ゴールド認証を受けた後にプラチナ認証にステップアップすることは可能ですか。

A19 可能です。その際には、再度認証の審査を受けていただく必要がありますので、募集期間内の御応募をお願いします。

Q20 認証書交付式はいつ、どこで行いますか。

A20 令和8年4月頃認証書交付式を行う予定です。

詳細は、認証企業への決定通知送付にあわせてお知らせします。場所は県庁周辺(浦和)を予定しております。

Q21 取組状況確認ツールについて、単回答の選択肢が回答(クリック)できないがどうすればよいか(**R7.10.27 追加**)。

A21 Excelの設定によっては回答(クリック)ができない場合がありますので、下記のページを御参考いただき設定の変更をお願いします。

参考 URL:[Office ファイルで ActiveX 設定を有効または無効にする - Microsoft サポート](#)